

3/20教育警務委員会での質問のために

2014年3月19日 火爪弘子

(県教職員への地域手当支給のあり方について)

- 付託議案である一般会計予算案に関わって、富山県高等学校教職員組合から、「県職員の意欲を損なうことのない地域手当の支給方法を求める請願」が提出されている。国のいうがままに富山市勤務の職員にだけ地域手当3%（ないし1%）を支給するのではなくて、県内職員に地域手当は一律支給して欲しいとの内容で、私を含む3会派の議員が紹介議員となった。請願の付託委員会は他の委員会だが、予算案に含まれている。とりわけ学校の先生たちにとっては抵抗感が強いと聞いており、今回は教育委員会の考えを聞いておきたい。まず、「請願」では、地域手当を支給するのが富山県を除いて28都道府県、うち一律支給しているのが16都府県、独自に格差を緩和して支給する県が6府県、国の基準どおり忠実に県庁所在地などに限定して支給しているのは富山を除く6道県だけであるとのことだが、これに間違いはないか。富山県は、圧倒的少数派だ。他県はどうして国基準どおりにやっていないのか、教育委員会の認識を問う。
- 本会議の知事答弁では、昨年人事委員会が調査したが、富山市の賃金は高かったとのことだった。たしかに、富山、高岡、氷見の賃金水準を調査した結果では、富山市がいちばん高くなっている。しかし、民間の場合は、富山市に大手企業が集中しているし、富山市は本社機能で周辺は支社・支店の場合が多いと思う。学校はどこでも同じ役割を担っているし、学校の移動で居住地は県内の場合、ほとんど変わらない。この賃金調査を理由に学校間で格差を設けるのはおかしいのではないか。
- 富山市に勤務する県教職員は、知事部局67%、県立学校44%、小中学校で37%と聞いている。地域手当が3%支給にもどつたとすると、教員の場合平均で年間19.2万円程だと思う。この間、賃金削減で年間約100万円給料が減額となった先生もいる。退職金も約400万円カットされた。そんななかでの、この差別的扱いに「納得できない」との声が上がるのは当然ではないか。

例えば、4月に富山高校から高岡高校に移動になると、同じ富山市に住んでいて負担は増えるのに地域手当は支給されない。逆に高岡高校から八

尾高校に移動になれば、地域手当がある。コンパクトな県で、まったく違う学校の仕事をして、こうした地域手当のあり方はおかしいのではないか。教育委員会は、知事部局に支給のあり方の見直しを要請すべきなのではないか。

(富山市内の警察署再編に関連して)

- ・ (仮称) 富山北警察署の名称変更を求める質問に対して、「変更する方向で検討したい」との答弁があった。私も昨年この場で、地元の強い声として「仮称」の段階から変更するよう要望していたが、その際には「意見をふまえて柔軟に対応したい」との答弁だった。正直、まだこんな答弁なのかと少し驚いた。質問した議員も、あきれたと言っていた。いつの段階で、どういう手続きで変更するのか。
- ・ 現北警察署周辺の方々で、まだ3年ほどしたら北署が駅北に移って、北署の敷地の半分は空くと理解している方は、依然として少なからずおられる。北署の引っ越しは、おおよそ何年後になると説明すればいいのか。そのイメージを含めて、この再編計画の正確な理解を得る努力が、さらに必要なのではないか。どう取り組んでいくのかを合わせて問う。

(臨時教員の社会保険加入問題について)

- ・ 地方公務員法第22条によって、臨時教員の任期は6カ月が上限とされ、更新しても一回までとなっている。ところが、年度末に1日ないし数日の空白日(富山の場合は、来年度から3日間となると聞いている)を設けて、いわば脱法的に何度でも雇用を継続するというやり方が、全国的に広範囲に行われている。正規教員を増やさずに、こうしたやり方をしている弊害はこれまでも質問のなかで取り上げてきた。今日は、こうした場合、3月末日が社会保険や年金の基準日になっているため、4月からまた継続して学校に勤務することが分かっているにもかかわらず、3月にいったん共済保険・年金を国民健康保険・国民年金に切りかえ、4月に再度切りかえて戻す手続きが必要となっている。昨年11月に、わが党の参議院議員が国会で取り上げ、文部科学省が改善を求める指導を県教育委員会にも行ったと聞いている。ただちに改善すべきだが、どうなっているか。